

日本自律訓練学会会則 (2017年改正)

第1章 名称および事務局

第1条 この会は日本自律訓練学会 (Japanese Society of Autogenic Therapy) という。

第2条 本学会の事務局を (〒305-8574) 茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学体育科学系内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本学会は医療、保健、福祉、心理、教育、産業、スポーツ等の諸分野における自律訓練法の正しい普及、教育及び研究を促進する。

第4条 前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 年次大会 (以下大会) の開催
- (2) 学術講演会・研究会等の開催
- (3) 機関誌およびその他の印刷物の刊行
- (4) 指導技術講習会ならびに指導資格の認定
- (5) 学会賞を設け、それに相応しい会員を顕彰する
- (6) その他、本学会の目的達成のために必要な事業や活動

第3章 会 員

第5条 本学会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員、功勞会員および終身会員をもって組織する。

(1) 正会員

- (a) 医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学を専攻し、4年制大学以上を卒業した者、またはそれに準ずる資格を有する者で、本学会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者。
- (b) 医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学以外を専攻し、4年制大学以上を卒業した者で、医学、歯科医学、心理学、教育学、看護学等に関する日本学術会議に登録された学術団体の正会員であり、かつ評議員の推薦を受けた者で、本学会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得た者。
- (c) 準会員歴が2年以上ある者で、自律訓練法基礎講習会を受講し、かつ2度の本学会大会に参加したことのある者、または自律訓練法基礎講習会を受講し、かつ正会員と連名で本学会大会発表したことのある者で、理事会の承認を得た者。

(2) 準会員

前項以外の者で、本学会の趣旨に賛同し、かつ正会員の推薦を受けた者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員

評議員の推薦した個人ないし団体で理事会の承認を得た者。

(4) 名誉会員

本学会の正会員であって、自律訓練法に関する研究業績、学会の充実発展等に多大な功績のあった者が、満70歳に達した時、評議員の推薦を本人が承諾した場合、理事会の議を経て総会の承認を得た者。

(5) 功勞会員

本学会の正会員であって、自律訓練法に関する研究・実践、学会の充実発展等に顕著な功績のあった者が、満70歳に達した時、評議員の推薦を本人が承諾した場合、理事会の議を経て総会の承認を得た者。

(6) 終身会員

本学会の正会員としての在籍年数が40年以上、かつ満75歳以上の者で、本人

の申し出により理事会の承認を得た者。

第6条 正会員あるいは準会員になろうとする者は、所定の申し込み書類を提出し、総務委員会の審査を経て理事会の承認をえなければならない。

第7条

- (1) 正会員は、本学会の開催する大会および機関誌において研究発表することができる。
- (2) 準会員は、正会員と共同で本学会の開催する大会および機関誌において研究発表することができる。
- (3) すべての会員は、本学会の発行する機関誌その他の刊行物の配布を受けることができる。

第8条

- (1) 本学会の定める会費を3年以上納入しないものは会員の資格を失う。
- (2) 会員が本学会の目的に反して倫理的に不適当な行為があった場合、理事会はこれに対し勧告、もしくは除名処分を適用する。

第4章 役員

第9条 本学会につきの役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 理事 若干名（この中から副理事長をおくことができる。また数名を総務担当理事とし、そのうち1名を事務局長とする）
- (4) 事務局長 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 2名
- (7) 評議員 若干名

第10条 役員を選出は、別に定める細則により次のような方法で選出する。

- (1) 会長は理事及び評議員の中から理事会において選出し、評議員会の議を経て、総会の承認を得て決定する。
- (2) 理事長は理事の互選とする。
- (3) 理事は正会員の互選による。また理事会推薦により若干名の理事を選出することができる。副理事長、総務担当理事は理事長の指名により理事会の承認を得て決定する。
- (4) 監事2名は正会員の互選による。但し理事はこれを兼ねることはできない。
- (5) 評議員は正会員の互選による。また理事会推薦により若干名の評議員を選出することができる。

第11条 役員は、次の任務を行う。

- (1) 会長は本学会の大会を主催し、総会及び評議員会の議長を務める。また会長は理事会に出席し、会務に参画することができる。
- (2) 理事長は本学会を代表して会務を総括し、理事会において議長を務める。また総会及び評議員会の副議長を務める。
- (3) 理事は理事会を組織して本学会の事業執行の責任を負う。また副理事長は理事長の会務総括を補佐する。総務担当理事は理事会の委託を受け、通常の会務運営について執行の任にあたる。
- (4) 評議員は評議員会を構成して重要な会務を審議決定する。
- (5) 監事は本学会の会計を監査する。
- (6) 幹事は事務局長を補佐する。

第12条 役員任期は、次の通りとする。

- (1) 会長の任期は、前回の大会終了日の翌日から担当大会終了日までとする。
- (2) その他の役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。

第5章 顧問、名誉理事長、名誉会員および功労会員

第13条

- (1) 本学会に顧問若干名をおくことができる。顧問は理事会が委嘱する。
- (2) 本学会に名誉理事長をおくことができる。名誉理事長は理事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- (3) 本学会に第5条(4)の規定により、名誉会員をおくことができる。
- (4) 本学会に第5条(5)の規定により、功労会員をおくことができる。
- (5) 本学会に第5条(6)の規定により、終身会員をおくことができる。
- (6) 顧問、名誉理事長、名誉会員、功労会員および終身会員は、役員選挙権と被選挙権、理事会、評議員会および総会における投票権は有しない。

第6章 会議

第14条 総会

- (1) 総会は会長が主催して毎年1回開催し、学術集会並びに必要な事項に関する承認または決議を行う。
- (2) 総会の議決は出席正会員の過半数の同意による。

第15条 評議員会

- (1) 評議員会は、年1回開催して前年度の事業及び決算、次年度の事業計画及び予算、その他必要事項について審議し、総会に報告して承認を得る。
- (2) 評議員会の議決は出席評議員の過半数の同意による。
- (3) 5名以上の評議員から臨時評議員会開催の要求がなされた場合、理事長は速やかに臨時評議員会を開催しなければならない。

第16条 理事会及び総務委員会は、理事長の召集または理事3分の2以上の要請により随時開催することができる。理事会は本学会の目的にかなう事業の遂行を助けるために必要に応じて各種委員会を組織することができる。

第7章 会費

第17条 本学会の会費は理事会で協議し総会において決定される。

- (1) 正会員 年額 7,000円
- (2) 準会員年額 年額 5,000円
- (3) 賛助会員 年額1口10,000円、1口以上
- (4) 顧問、名誉理事長、名誉会員、功労会員および終身会員には、会費を免除する。

第18条 本学会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第8章 その他

第19条 本学会の会則改正は、理事会、評議員会の議を経て、総会における出席会員の3分の2以上の同意による。

第20条 本学会の事業およびその運営を明細化するために、別に運営細則を設けることができる。但し、運営細則の変更は理事会の承認を必要とする。

第9章 附則

- (1) この会則は昭和53年5月28日より適用する。
- (2) この会則を適用する以前からの発起人は本会則発効日から次々年度年次総会開催日まで、理事としての任にあたる。
- (3) 会則を一部改正し、昭和63年11月19日より適用する。
- (4) 会則の一部を改正し、平成5年10月30日より適用する。
- (5) 会則の一部を改正し、平成9年9月1日より適用する。
- (6) 会則の一部を改正し、平成11年10月28日より適用する。

- (7) 会則の一部を改正し、平成12年11月4日より適用する。
- (8) 会則の一部を改正し、平成14年10月13日より適用する。
- (9) 会則の一部を改正し、平成20年9月28日より適用する。
- (10) 会則の一部を改正し、平成21年6月21日より適用する。
- (11) 会則の一部を改正し、平成27年10月11日より適用する。
- (12) 会則の一部を改正し、平成29年9月30日より適用する。